

間接補助の対象となり得るもの（イメージ）

移住や二地域居住に活用する集合住宅やシェアハウス

・暮らし体験住宅

市への移住を検討している者、又は市へのサテライトオフィス等の設置を検討している事業者の従業員に対し、市での日常生活を体験する機会を一時的に提供する施設。

・定住促進住宅

市外からの転入者または企業等の市外からの転勤者が入居可能な定住人口の増加を目的とした施設。



地域の交流促進、地産地消等の拠点となるコミュニティセンター、コミュニティカフェ等

・まちなか交流センター

市民に憩いと交流の場を提供するとともに、地域情報発信及び文化の促進を図り、中心市街地のにぎわい創出を目的とした施設。

・多世代交流施設

年齢や障害の有無等を問わず、移住者や関係人口、地元住民等を対象としたまちづくりの核となる施設。



地域の文化財、伝統文化体験施設、郷土博物館等

・資料館

歴史的価値のある建築物や文書等の貴重な資料の展示に加え、地域の伝統文化を体験することができる環境等が整備された施設。



子育てサービスとワーキングスペースを併設した施設等

・子育てセンター

授乳スペースや子供の遊び場といった子育て目的に使用可能な多目的ルームに加え、個人のワークスペースや少人数の会議の開催も可能なワーキングスペースを備えた施設。

・まちなか交流施設

子育て世代がお互いに情報交換できる交流の場や子どもたちの遊び場を提供するとともに、子育て相談、就労支援サービスの利用が可能な施設。



サテライトオフィス等の目的で利活用できる施設

・サテライトオフィス

施設の一部をリノベーションし、サテライトオフィスを設立することにより、新たな雇用の創出及びワークライフバランスの実現等を図ることを目的とする施設。

